

地方分権推進計画

別紙 1 従前の個別の機関委任事務の在り方（抄）

〔環境庁〕

(1) 自然環境保全法（昭 4 7 法 8 5）

【国の直接執行事務】

- ・ 自然環境保全地域特別地区内の工作物の設置等の許可等、自然環境保全地域海中特別地区内の工作物の設置等の許可等、自然環境保全地域普通地区内の工作物の設置等の届出の受理等の事務（25条～30条：43条及び施行令8条による委任）

(2) 自然公園法（昭 3 2 法 1 6 1）

【国の直接執行事務】

- ・ 国定公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画並びに利用のための施設に関する計画で集団施設地区及び政令で定める施設に関するもの以外の計画の決定（12条2項）
- ・ 国定公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画並びに利用のための施設に関する計画で集団施設地区及び政令で定める施設に関するもの以外の計画を決定したときのその概要の公示（12条4項）
- ・ 国定公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画並びに利用のための施設に関する計画で集団施設地区及び政令で定める施設に関するもの以外の計画を廃止及び変更するときの概要の公示（13条3項において準用する12条4項）
- ・ 国立公園特別地域内の工作物の設置等の許可（17条3項：38条及び施行令25条による委任）
- ・ 国立公園特別地域内の既着手行為の届出の受理（17条4項）
- ・ 国立公園特別地域内の非常災害のために必要な応急措置の届出の受理（17条5項）
- ・ 国立公園特別地域内の木竹の植栽又は家畜の放牧の届出の受理（17条6項）
- ・ 国立公園特別保護地区内の既着手行為の届出の受理（18条4項）

- ・ 国立公園特別保護地区内の非常災害のために必要な応急措置行為の届出の受理（18条5項）
- ・ 国立公園海中公園地区内の広告物の掲出等の許可（18条の2第3項：38条及び施行令25条による委任）
- ・ 国立公園海中公園地区内の既着手行為の届出の受理（18条の2第4項）
- ・ 国立公園海中公園地区内の非常災害のために必要な応急措置行為の届出の受理（18条の2第5項）
- ・ 17条3項、18条3項及び18条の2第3項の規定に基づく国立公園における行為の許可に係る条件の付加（19条）
- ・ 国立公園普通地域内の工作物の設置等の届出の受理（20条1項）
- ・ 国立公園普通地域内において届出を要する行為に対する禁止命令等（20条2項：38条及び施行令25条による委任）
- ・ 国立公園普通地域内における届出に係る行為の着手が制限される期間の延長及びその通知（20条4項：38条及び施行令25条による委任）
- ・ 国立公園普通地域内における届出に係る行為の着手が制限される期間の短縮（20条6項：38条及び施行令25条による委任）
- ・ 国立公園における違反行為をした者に対する原状回復命令等（21条：38条及び施行令25条による委任）
- ・ 国立公園内の工作物の設置者等からの報告の徴収（22条1項）
- ・ 国立公園に係る許可等の処分をするために必要な立入検査（22条2項）
- ・ 国立公園及び国定公園の公園計画の決定等に関する実地調査（32条1項）
- ・ 土地の所有者等に対する国立公園及び国定公園に係る実地調査についての通知及び意見書の提出の機会の付与（32条2項）
- ・ 国立公園において届出を要する行為をしたとき等の国の機関からの通知の受理（40条2項）
- ・ 国立公園普通地域内の届出の例による通知があった場合における国の機関に対する協議の要求（40条3項）

（3） 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平4法75）

【国の直接執行事務】

- ・ 特定国内種事業を行う者に対する指示等、管理地区等の区域内への立入りの許可等の事務（30条、32条、33条、37条～41条、52条、54条：55条及び施行令7条による委任）

(4) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 (大7法32)

【国の直接執行事務】

- ・ 国設鳥獣保護区における鳥獣等の捕獲等の許可等 (12条)

有害廃棄物等の越境移動に関する国際条約・国内法規制

1. 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約

有害廃棄物の輸出入を規制する国際条約として、1992年バーゼル（スイス）で採択。177カ国1機関（EC）が批准（2011年12月現在）。

- 有害廃棄物等の国内処理の原則
- 輸出する際の輸出国・通過国への事前通告、同意取得義務
- 不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入等の義務
- 移動書類の携帯等



2. 国内法（バーゼル法、廃棄物処理法）

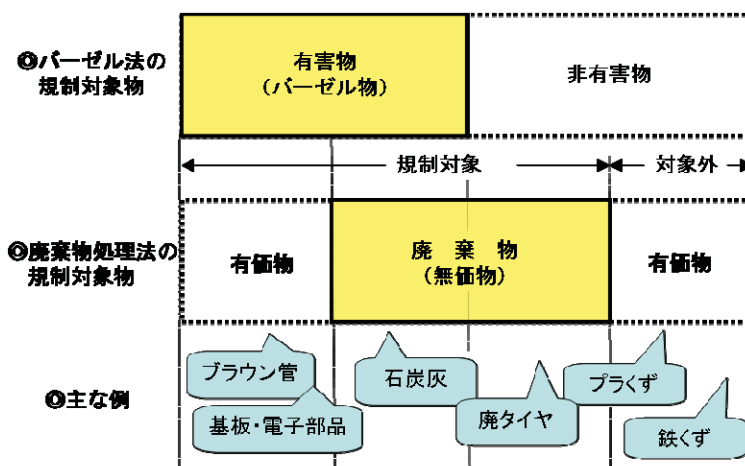
バーゼル条約の国内担保法として、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（通称「バーゼル法」）と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）及び「外国為替及び外国貿易法」（外為法）でバーゼル条約に対応。

[バーゼル法の概要]

- 外為法に基づく経済産業大臣の輸出入の承認取得の義務付け
- 上記承認に際しての環境大臣の確認手続
- 移動書類の携帯の義務付け
- 不適正処理が行われた場合の回収・適正処分を命ずる措置命令等

[廃棄物処理法による輸出入規制の概要]

- 廃棄物の輸出時の環境大臣確認、輸入時の環境大臣許可の取得義務付け等



注: 基板・電子部品、石炭灰については、その有害性によりバーゼル法上の有害物に該当するかどうか判断する。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律概要

<バーゼル条約>

- ・有害廃棄物等の国内処理の原則
- ・有害廃棄物等を輸出する際の輸入国・通過国への事前通告、同意取得の義務付け
- ・非締約国との有害廃棄物等の輸出入の禁止
- ・不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入義務等
- ・移動書類の携帯等

[国内法の整備]

<特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律>

定 義 「特定有害廃棄物等」	条約附属書に掲げる有害特性を有する廃棄物等若しくは家庭系の廃棄物又はこれらに類する有害廃棄物等（廃棄物だけでなく再生資源として利用される各種金属スクラップ等有価物を含むもの。）として条約の規定に基づき締約国が指定したもの。
--------------------------	---

基本的事項の公表	経済産業大臣及び環境大臣は、必要な基本的事項を定め、公表するものとする。
-----------------	--------------------------------------

（輸出の承認）

- ① 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外為法に基づく輸出の承認を受ける。
- ② 環境大臣は、経済産業大臣から環境汚染を防止するため特に必要があるものについて、その申請の写しの送付を受け、環境保全上支障がない旨の確認を行い、経済産業大臣に通知する。
- ③ 経済産業大臣は、環境大臣の通知を受けた後でなければ①の承認をしてはならないものとする。

（輸入の承認）

- ① 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外為法に基づく輸入の承認を受ける。
- ② 環境大臣は、必要がある場合には、経済産業大臣に対し意見を述べることができる。

（移動書類）

特定有害廃棄物等を輸出入する場合において、移動書類を携帯して運搬することを義務付けるとともに、輸入された特定有害廃棄物等の処分が完了した場合等において、その旨を輸入の相手方、輸出国に通知するものとする。

（措置命令）

- ① 経済産業大臣及び環境大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等を輸出した者等に対し、当該特定有害廃棄物等の回収、処分他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 経済産業大臣及び環境大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等を輸入した者等に対し、当該特定有害廃棄物等を適正に処分することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。